

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「公団及び独立行政法人を含む」を「独立行政法人を含む。以下同じ」に改める。

第25条第4項第1号中「3万円」を「5万円」に改め、同条第5項第2号中「場合で、市長が見積執行調書を作成する必要がないと認めた」を削る。

第35条第3号及び第7号中「（公団及び独立行政法人を含む。）」を削る。

別記第6号様式（その1）及び別記第6号様式（その2）中「発注者

と受注者

」を「鹿屋市（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）」に、「発注者 鹿屋市長

「発注者 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市  
代表者 鹿屋市長

」を  
に改める。

」

別記第6号様式（その3の1）、別記第6号様式（その3の2）及び別記第6号  
様式（その3の3）中「売払人

と買受人

」を「

（以下「売払人」という。）と鹿屋市（以下「買受人」という。）」に、

「買受人 鹿屋市長  
鹿屋市  
代表者 鹿屋市長

「買受人 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市

代表者 鹿屋市長

」を  
に改める。

」

別記第6号様式（その4の1）中「鹿屋市長  
と」を「鹿屋市と」  
に改め、同様式第1条並びに第2条並びに第3条第1項並びに第4条第1項並びに  
第5条第1項及び第2項並びに第7条から第9条までの規定中「鹿屋市長」を「鹿  
屋市」に改め、同様式中「し、鹿屋市長」を「し、鹿屋市」に、「鹿屋市長

「鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市  
代表者 鹿屋市長

」を  
に改める。

」

別記第6号様式（その4の2）中「鹿屋市長  
は」を「鹿屋市は」

に改め、同様式第1条第1項及び第2項並びに第3条並びに第5条並びに第6条並びに第7条第1項及び第2項並びに第8条並びに第9条中「鹿屋市長」を「鹿屋市」に改め、同様式中「鹿屋市長とが記名」を「鹿屋市とが記名」に、「鹿屋市長

「鹿屋市共栄町20番1号  
」を 鹿屋市 に改める。  
代表者 鹿屋市長 ）」

別記第6号様式（その5の1）及び別記第6号様式（その5の2）中「委託者鹿屋市長 と受託者 との間に」を「鹿屋市（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）は」に、「委託者

鹿屋市長 「委託者 鹿屋市共栄町20番1号  
」を 鹿屋市  
代表者 鹿屋市長

に改める。

）」

別記第6号様式（その6）中「委託者鹿屋市長 と受託者 とは」を「鹿屋市（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）は」に、「委託者 鹿屋市長 「委託者  
」を

者 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市 に改める。  
代表者 鹿屋市長 ）」

別記第9号様式（規定外様式）中「発注者鹿屋市と請負者 とは」を「鹿屋市（以下「発注者」という。）と

（以下「請負者」という。）は」に、「発注者 鹿屋市長 ）」

「発注者 鹿屋市共栄町20番1号  
を 鹿屋市 に改める。  
代表者 鹿屋市長 ）」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。